

マイノリティと国連人権システム ー課題と可能性 ～日本の部落解放運動の立場から

部落解放同盟中央本部中央執行委員長 組坂繁之

2012年3月

0.はじめに

- 昨年3月11日の東日本大震災と福島第1原発の事故から1年が経過
- 死者：1万5,854人、行方不明者：3,155人
- 官民を上げて復旧、復興にとりくんでいる。
- 部落解放同盟としても支援活動を展開
- 国際社会の支援活動に感謝
- 福島県民を排除、差別する風潮も出ている。
- 息の長い支援活動を！！



2011年3月・岩手県

1. 1922年3月3日全国水平社創立 今年で、90周年



日本・京都・岡崎公会堂

2. 創立大会で採択された「水平社宣言」 日本最初の「人権宣言」

綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する吾々特殊部落民よ團結せよ。

長い間慮められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んかに冷たいか、人間を勵はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱い光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水 平 社

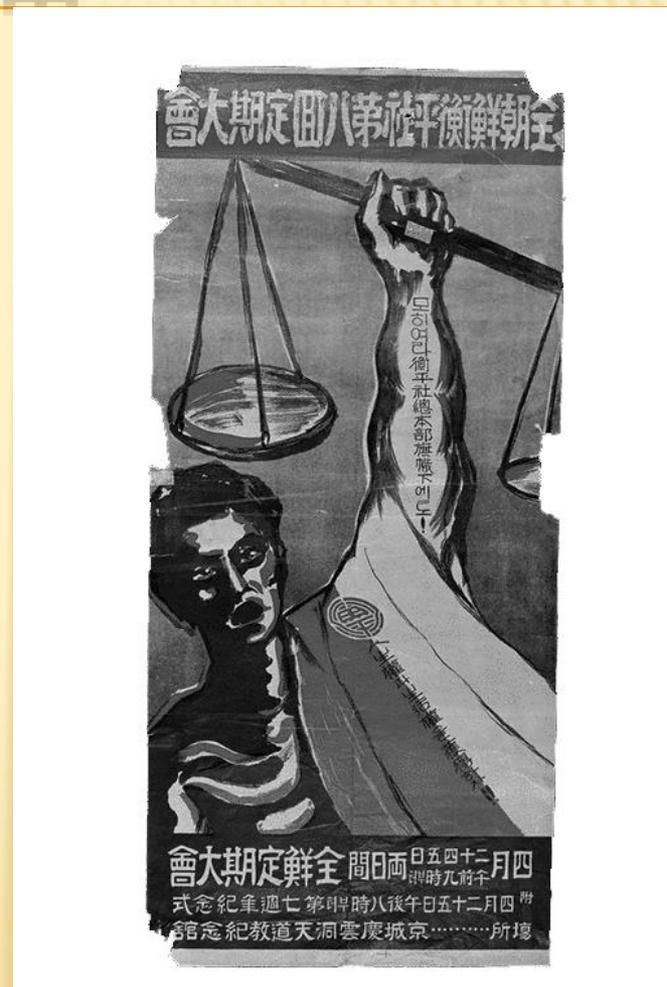
（裏面を見よ）

「水平社宣言」と「綱領」

3. 水平社による国際連帯活動 ～朝鮮の衡平社との連帯



京都の水平社の支部を訪れた
衡平社の李東煥（前列右から二人目）
1927年

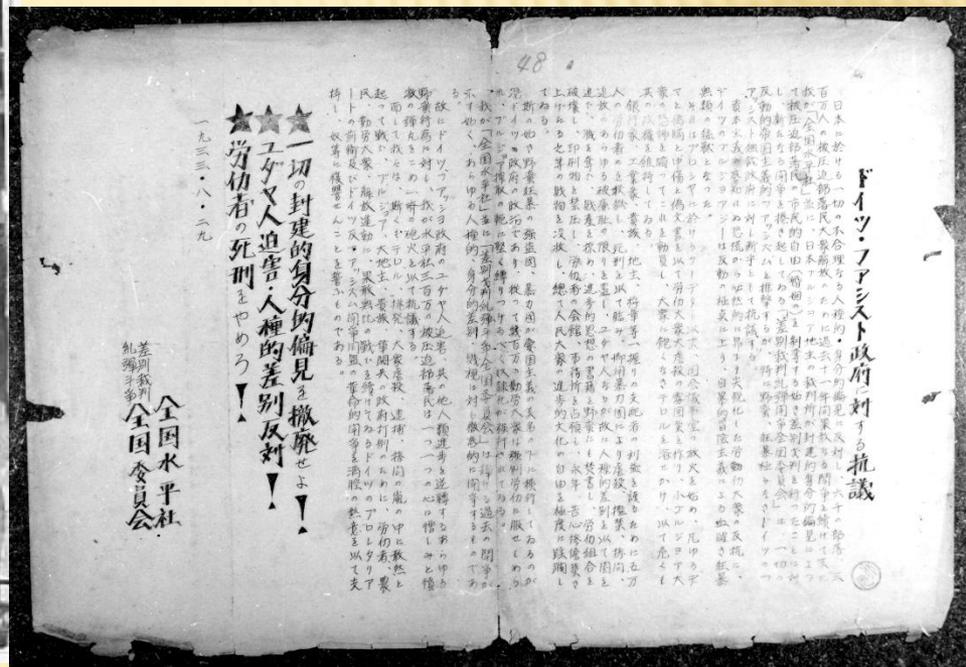


衡平社第8回大会のポスター
1930年

4. ドイツナチズムのユダヤ人迫害に抗議



全国部落代表者会議
1933年8月
日本・大阪

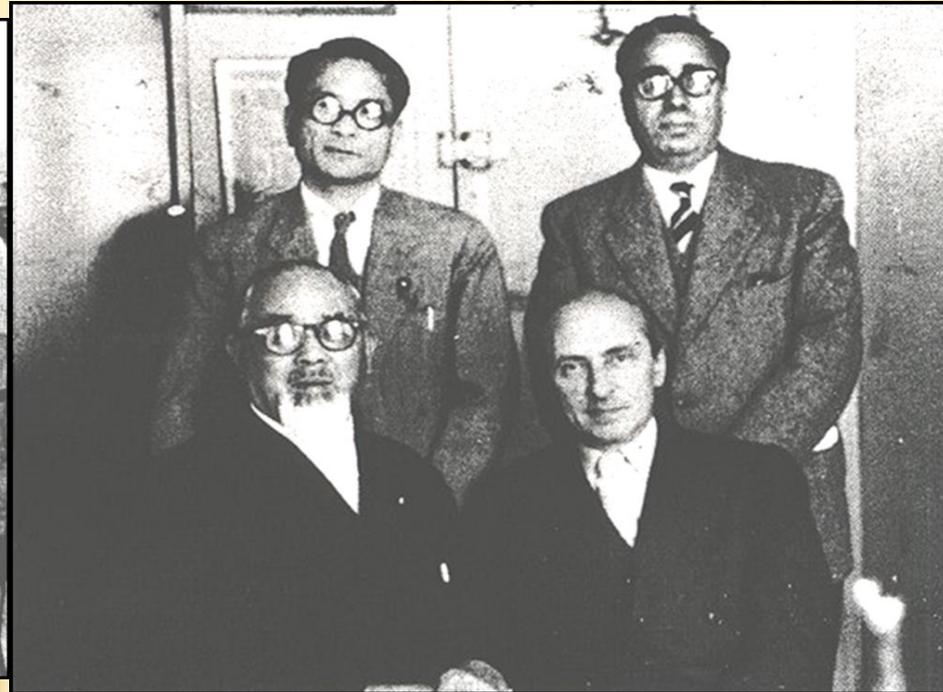


ユダヤ人迫害に対する抗議文

5. 故松本治一郎委員長（1887～1966）による国際連帯活動



インドのダリットとの交流・1955.4



人種主義・ユダヤ人排斥反対国際連
盟大会へ参加 1956年3月
フランス・パリ
前列左が故松本治一郎委員長

6. 1970年代後半からの国際連帯活動



国際人権シンポジウム 1980年12月 日本・大阪

7. 国連の人権活動との連帯 国際人権規約、人種差別撤廃条約の批准運動 を展開



国際人権規約の批准を求める集会 1979年4月
日本・東京

8. 人種差別撤廃委員会による日本政府報告の審査（第1回）



人種差別撤廃委員会での日本政府報告の審査 2001年3月
スイス・ジュネーブ



人種差別撤廃委員への日本のNGOによる説明会

9. 人種差別撤廃委員会による第2回日本政府報告審査と最終所見（2010年3月）

○条約第1条に規定された「世系（descent）」の対象に部落差別が含まれることを日本政府は承認すること。

○19 委員会は締約国に以下を勧告する：

- (a) 部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関あるいは委員会を指定すること。
- (b) 特別措置法の終了に際してなされたコミットメントを履行すること。
- (c) 明確で統一された部落民の定義採用のために関係者と協議を行うこと。
- (d) 部落民の生活条件の改善のためのプログラムを、一般国民の参加を得て、特に部落コミュニティを擁する地域に対する人権教育及び啓発の取組で補うこと。
- (e) 上記の施策の状況及び進展を反映する統計指標を提供すること。
- (f) 受益者とその他の者との平等が持続的に達成されたときに特別措置は終了すべきであるとする勧告を含む特別措置に関する一般的勧告32（2009年）を考慮すること。

10,国連人権小委員会での部落問題の訴え



国連人権小委員会・奴隷制作業部会 1983年8月
スイス・ジュネーブ

11,国連人権小委員会で「職業と世系に基づく差別撤廃に関する原則と指針」のとりまとめ



国連人権小委員会 2004年8月 スイス・ジュネーブ

12,反人種主義・差別撤廃世界会議へ参加

2001年8～9月 南アフリカ・ダーバン



ダーバン宣言と行動計画に
職業と世系に基づく差別を
盛り込むことを求める
解放同盟の代表団



ダーバンでの
反人種主義・差別撤廃世界会議で
「職業と世系に基づく差別」に関する
シンポジウム

13,現代的形態の人種主義・人種差別、外国人嫌悪及び関連する不寛容に関する特別報告者（ドゥ・ドゥ・ディエンさん）の日本公式訪問に積極的に協力



2005年7月 日本・東京

14.反差別国際運動（IMADR）の結成

- 1988年1月結成
- 1991年3月
ジュネーブ事務所
開設
- 1993年3月
経済社会理事会と
協議資格取得

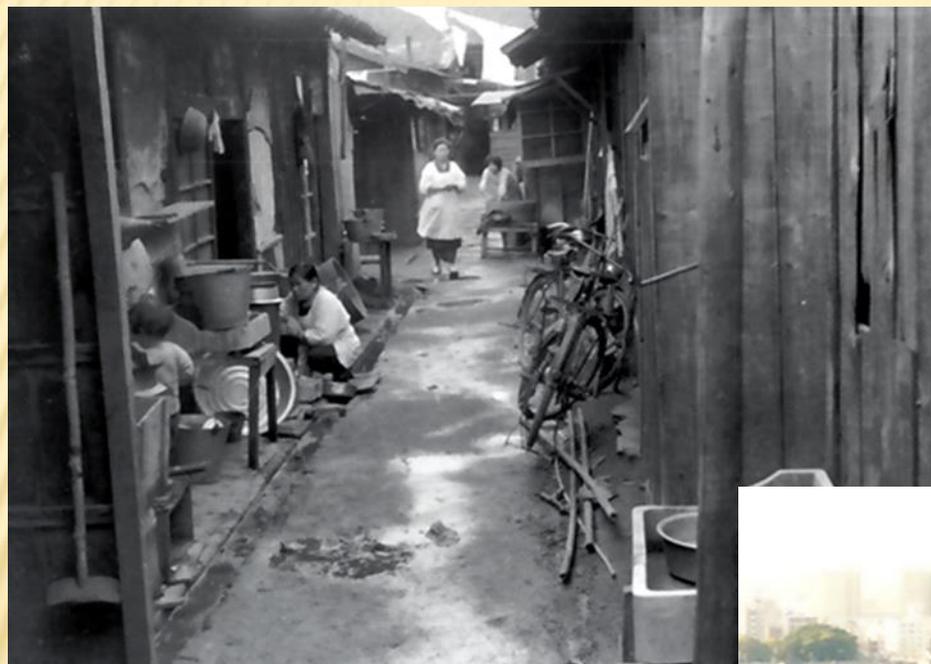


15,今日の到達点

○部落差別を始めとする「世系」、「職業と世系」に基づく差別が、国連の人権活動が関心を持つ問題になったこと。

○日本国内においても、部落問題の解決が「国際的な責務」であるとの認識が広まってきたこと。

16, 部落差別の現状～成果



(事業実施前
1960年代)

大阪市内の被差別部落

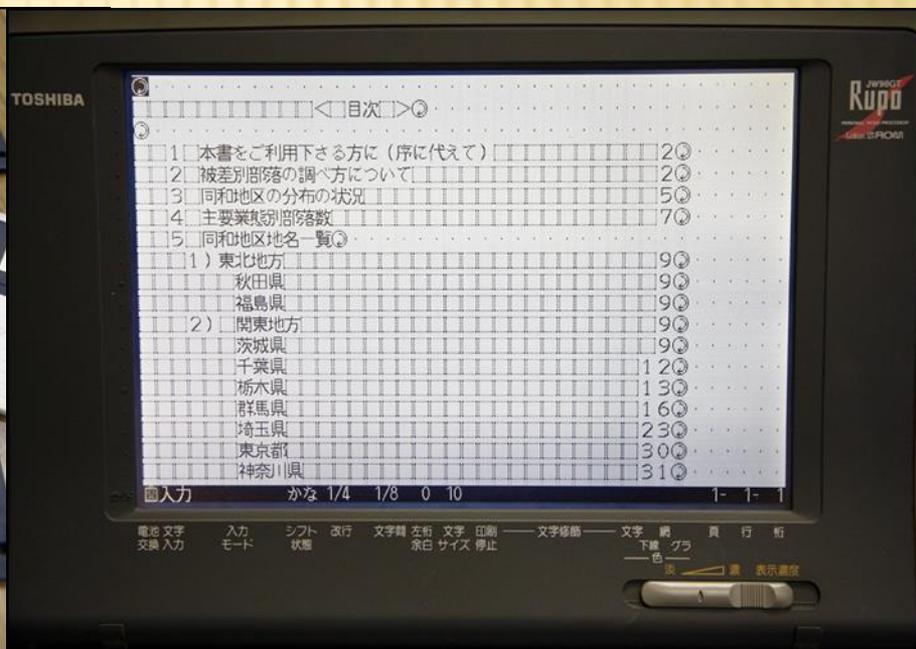
(事業実施後
2000年)



17, 部落差別の現状

○改善されてきた部落の生活実態も後退してきている。

○悪質な差別事件が後を絶たない。



電子版「部落地名総鑑」が調査業者から回収 2006年9月 日本・大阪

18, 今後の課題～その①

○人権委員会設置法の制定

○差別禁止法の制定

○「人権教育・啓発推進法」（2000年12月制定）の具体化

○部落と隣接地域を対象とした人権のまちづくりの推進

○内閣府に人権局を設置し、その中に部落問題を所管するセクションを設けること等

19, 今後の課題～その②

- 日本が締結した国際人権諸条約の条約履行監視委員会からの勧告の履行
- とりわけ、人種差別撤廃委員会からの勧告の履行
- 2006年1月、ディエン報告の履行
- 2007年、横田・鄭両委員が取りまとめた「職業と世系に基づく差別撤廃に関する原則と指針」の尊重

20,国連の人権活動への期待～その①

- 1, 人種差別撤廃委員会が日本政府に条約第1条に規定された「世系 (descent)」の対象に部落差別が含まれることを承認するよう働きかけること。2010年3月の勧告の履行を迫ること。
- 2, 横田・鄭委員によってとりまとめられた「職業と世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針」を人権理事会、国連総会で採択すること。

21, 国連の人権活動への期待～その②

3, 国連人権理事会が、ディエン報告に基づく日本政府に対する勧告の履行を迫ること。

4, 国連人権高等弁務官（事務所）が、日本の部落差別を含む「世系」、「職業と世系」に基づく差別の撤廃を活動の最重点課題と位置づけること。

22,部落解放同盟としての決意の表明

○水平社宣言の精神を受け継ぎ、部落の完全解放と一切の差別なき世界の建設をめざして闘っていくことを誓う。



2012年3月3日 全国水平社創立90周年記念集会
日本・京都

23,おわり

人の世に熱あれ

人間に光あれ